

奈良県教育委員会告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十二条の規定により、平成二十六年七月二日次のとおり博物館登録原簿に登録した。

平成二十六年七月十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

第十五号	記号、番号	設置者の名称及び住所	名 称	所 在 地
		檀原市長 檀原市八木町一丁目一 番一八号	歴史に憩う檀原市博物館	檀原市川西町八五 八―一